

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	令和 元年 第 2 号
受付日	令和 元年 8月 13日
質問者	中川 雅 晶 議員

## 文書質問答弁書

回 答 日：令和元年8月26日  
担 当 部 局：教育委員会事務局

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく中川 雅 晶 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

### ■質問（1）

小中学校普通教室空調整備事業が2020年に供用開始予定で推進されています。これで、既設の特別教室と併せて市内全小中学校の教室の空調整備がなされます。

しかし、これらの空調整備事業の中には給食調理室は含まれていません。給食調理員の休憩室には空調整備がされていますが、調理衛生上及び労働衛生上適切な室温管理が必要な施設にも関わらず、空調整備事業の対象外とされています。

しかしながら、2018年3月に策定した「四日市市中学校給食基本構想・基本計画」において、調理エリアの最適な室温状態を管理できる設備とするという基本的な考え方が明記されています。

給食調理員の労働環境は、特に夏季及び冬季は非常に過酷な労働環境であることは、以前より指摘されています。また、給食センターと各学校の給食調理室の環境に格差を生じさせてはならないと考えます。

そこで、給食調理室の空調整備事業の着手に関する意向及び考え方の見解を求めます。

### □答弁（1）

小学校の給食調理室につきましては、2校を除き、空調は整備されていませんが、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に沿って、子どもたちの食の安全を図るために、食材の衛生管理においても温度管理を含め、さまざまな工夫を行っており、安全な給食の提供に努めています。

例えば給食で使用する冷蔵・冷凍食材は、常温に放置しないよう、使用する直前まで冷蔵庫に保管し、給食時間から逆算して調理を開始して仕上げるようにしています。

また、調理の作業行程においては、例えば高温の作業が連続しないよう役割分担をしながら、体調に配慮して調理を行うようにするとともに、調理員の休憩室には空調を設置し、適切な休憩をとるようにしています。

しかしながら、より一層の子どもたちの食の安全を図るとともに、調理員の労働環境の改善を図るため、給食調理室の空調設備の必要性は高いものと認識しており、導入について具体的な検討を行いたいと考えています。

### ■質問（2）

また、給食調理員の採用に際し、勤務する学校に当該調理員の子どもが在籍している場合は、他の学校への勤務とする内規を適用されています。給食調理員と児童が頻繁に顔を合わせる機会は極めて少なく、そのことにより弊害が生じることも考えられず、時代に適していない内規を適用し続けることによる労働機会の損失の方が大きく、早急に調理員採用の規定の見直しをするべ

きと考えますが、見解を求めます。

以上、2点についてご答弁くださいます様お願い致します。

□答弁（2）

現在、小学校の給食調理業務は、調理業務委託校を除き、常勤の正規調理員と非常勤の給食調理補助員（給食パート）により行っています。給食パートの採用は、学校ごとに行っていますが、その際、採用希望者の家族に当該学校に通学する児童がいる場合は、近隣他校での就業を勧めるという運用を行っています。

この運用は、公務の透明性、公平性の確保や、給食パート本人や同僚の働きやすさの確保、家族である児童の心情への配慮などを理由とするものです。議員ご指摘のように、給食パートと児童とは接触する機会は少ないものの、親が調理した給食を子である児童とその同級生等が喫食することから、当該児童の心情にも十分な配慮が必要であると考えています。また一方で、その運用が給食パートの人員の確保が困難となる一因ともなっています。

今後、個別具体のケースにおいて、まずは児童の心情への配慮を第一に考え、次に給食パートの働きやすさに配慮し、より柔軟な運用を検討してまいります。